

—2025 年大阪・関西万博に向けた芸術文化魅力発信強化事業—  
令和 7 年度「Instagram を活用した芸術文化プロモーション業務」  
公募型プロポーザル募集要項

**1 趣旨**

関西一円に世界中から人の流れを呼び込む大阪・関西万博（令和 7 年）にあわせて、本県が有する厚い文化力を発信し、誘客を促進することを目的とする「Instagram を活用した芸術文化プロモーション業務」（以下「業務」という。）を委託する者を選定するための企画提案を募集する。

**2 業務委託の対象者**

業務を委託するための公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）に応募することができる者は、次の全ての要件を満たす者であること。

- (1) 法人その他の団体又は個人事業主であって、業務を適切に遂行できる能力を有すること。
- (2) 提案する業務が法令等の規定により官公署の免許、許可、認可、指定等を受ける必要がある場合には、当該免許、許可、認可、指定等を受けていること。
- (3) 業務の実施に当たり、兵庫県との打合せ等に適切に対応することができること。
- (4) 次のいずれかに該当しないこと。

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定による一般競争入札の参加者の資格制限を受けている者

イ 応募図書（5 (4) に掲げる書類をいう。以下同じ。）の受付期間において、県の指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けている者

ウ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てが行われている者

エ 県が賦課徴収する全ての県税、消費税又は地方消費税を滞納している者

オ 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする団体

カ 暴力団又は暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある者

**3 業務要件**

業務委託仕様書に沿ってプロポーザルに応募する者自らが企画する業務であって、県が委託する業務として公序良俗に反するものでないこと。

**4 事業費**

金 1,247,000 円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

**5 企画提案に係る手続**

- (1) 募集期間

令和 7 年 5 月 30 日（金）から同年 6 月 12 日（木）午後 5 時まで

※プロポーザルに参加意思のある場合は、同年 6 月 5 日（木）午後 5 時までに事務局へメールにより連絡すること。

(2) 募集要項の配布及び応募図書の提出

ア 配布方法

県ホームページからのダウンロードまたは事務局（兵庫県県民生活部文化スポーツ局芸術文化課）における配布とする。事務局における配布は9時から17時まで（12時から13時を除く）とし、土・日・祝日は除く。

イ 提出方法

持参または郵送による。持参による場合は、事務局での受付は9時から17時まで（12時から13時を除く）とし、土・日・祝日は除く。郵送による場合には、あらかじめ電話等により事務局に連絡したうえで、書留郵便など配達記録が残る方法により、期間内事務局必着にて提出すること。

(3) 募集要項の内容に関する質問及び回答

ア 受付期間

令和7年5月30日（金）から同年6月3日（火）午後5時まで

イ 提出方法

電子メールにより事務局に提出の上、電話連絡すること。

ウ 質問に対する回答

令和7年6月5日（木）までに、質問者に電子メールにより回答する。なお、同種の質問が想定されるもの等については、ホームページ上で公開する。

(4) 提出書類

この募集要項のほか、業務委託仕様書等の関連資料に基づき以下の書類（以下「応募図書」という。）を作成の上、正本1部、副本8部を提出すること。

- ア 応募申請書（様式第1号）…………… 正本1部、副本8部
- イ 提案者概要（様式第2号）…………… 同上
- ウ 企画提案書（様式任意）…………… 同上
- エ 経費積算見積書（様式第3号）…………… 同上
- オ 添付書類…………… 正本各1部

(7) 会社概要等提案者の概要を説明する書類

但し、兵庫県物品関係入札参加資格を有しない法人については、商業登記簿謄本、損益計算書、貸借対照表（前年度（直前決算期）の決算書類（1箇年分））を併せて提出すること。

また、兵庫県物品関係入札参加資格を有しない個人事業主にあつては、身分証明書（禁治産者、準禁治産者、及び破産者でないことの証明書）、登記されていないことの証明書（成年被後見人、被補佐人、被補助人でないことの証明書）を提出すること。

(イ) 県が賦課徴収する全ての県税、消費税または地方消費税に滞納がないことを証する書類

① 消費税または地方消費税に滞納のない証明

国税所管：税務署（納税証明書「その3の2」若しくは「その3の3」）

② 全ての兵庫県税に滞納のない証明

県税所管：兵庫県内県税事務所（「納税証明書（3）」）

なお、兵庫県内に事務所を有しない等の理由により、兵庫県税について課税

実績が無い場合は、別添の誓約書（様式第4号）を提出すること。

※会社概要等を除き、いずれも提出の日において発行から3か月以内のもの。コピー可。

- (5) 費用負担  
応募図書の作成及び提出に要する経費は、応募者の負担とする。
- (6) 応募図書の著作権  
応募図書の著作権は、応募者に帰属する。
- (7) 応募図書の取扱い  
応募図書は、審査のためにのみ使用し、応募者には返却しない。
- (8) 応募書類についてこの書面及び別添の様式に適合しない場合は無効とすることがある。
- (9) 原則として、書類提出後の記載内容の変更は認めない。

## 6 審査

- (1) 審査の方法
  - ア 提出書類をもとに、事務局において事前審査を行い、これを通過した者のみ公募型プロポーザル審査会において内容を審査する。
  - イ 公募型プロポーザル審査会は原則書面審査で行うが、必要に応じ、応募者によるプレゼンテーションを実施する。実施する場合は、事前審査を通過した団体に対して別途通知する。なお、応募者多数の場合は、予め選考の上実施する。
  - ウ 応募のあった提案事業は、以下の項目について審査の上、業務を委託する者を選定する。
    - (ア) 基本事項 業務の企画について効果的な方法となっているか等
    - (イ) 企画構成 プロモーションの手法は適切か、魅力あるコンテンツになるか等
    - (ウ) 実施体制 業務の実施の体制、ノウハウ及び実績等
    - (エ) その他 その他業務を遂行するに当たっての創意工夫、経費等
  - エ 必要に応じて、提案者に対し、個別に内容の確認や書類の提出依頼、ヒアリング等を行う場合がある。
- (2) 審査の結果の連絡  
審査の結果は、事務局から応募者全員に文書で通知する。

## 7 採択の取消し

提出した書類に虚偽の内容が記載されていたことが発覚した場合は、採択を取り消す場合がある。

## 8 業務の内容等

- (1) 県は、業務を委託する者として選定されたもの（以下「選定業務者」という。）と提案業務の内容や実施方法等について、協議し、調整を行う。この協議・調整において、県と選定業務者双方で確認の上、提案業務の内容を修正し、又は変更することがある。
- (2) 契約形態は、原則として精算契約とし、契約条項は後日示す。
- (3) 契約締結は、審査結果通知後すみやかに行うものとし、契約締結後は、契約書及び

仕様書に従って事業を実施する。

- (4) 選定業務者が委託契約書に記載する条項に違反したときは、県は、当該委託契約の全部又は一部を解除し、委託料の支払を停止し、又は選定業務者に対して支払った委託料の全部又は一部の返還を求めることがある。
- (5) 選定業務者は、委託事業終了時に事業実績報告書を県に提出することとし、その記載内容が確認できる書類（会計関係帳簿、労働関係帳簿、業務日誌等）を業務終了後も、契約終了日の属する県の会計年度を含む6会計年度の間保存すること。

## 9 事務局

兵庫県県民生活部文化スポーツ局芸術文化課 和田

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

電話 078-362-3171（直通）Email [geijutsubunkaka@pref.hyogo.lg.jp](mailto:geijutsubunkaka@pref.hyogo.lg.jp)